

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

戸倉上山田商工会近隣の災害発生状況および想定される災害発生の情報は、千曲市が策定した千曲市防災ガイドブック(令和3年4月更新版)を基に現状分析を行っている。

(1) 地域の災害リスク

ア 洪水ハザードマップ

戸倉上山田商工会が管轄する地域の戸倉地区と上山田地区の中央には千曲川が貫流している。

千曲市防災ガイドブックの洪水マップ(図-1)では、戸倉地区と上山田地区の千曲川左右両岸のほぼ全域が5.0m~10.0m未満の想定浸水深(想定し得る最大規模の降雨(1000年に1回程度の降雨))となっており、上山田地区の一部では10.0m~20.0m未満の想定浸水深が示されている。

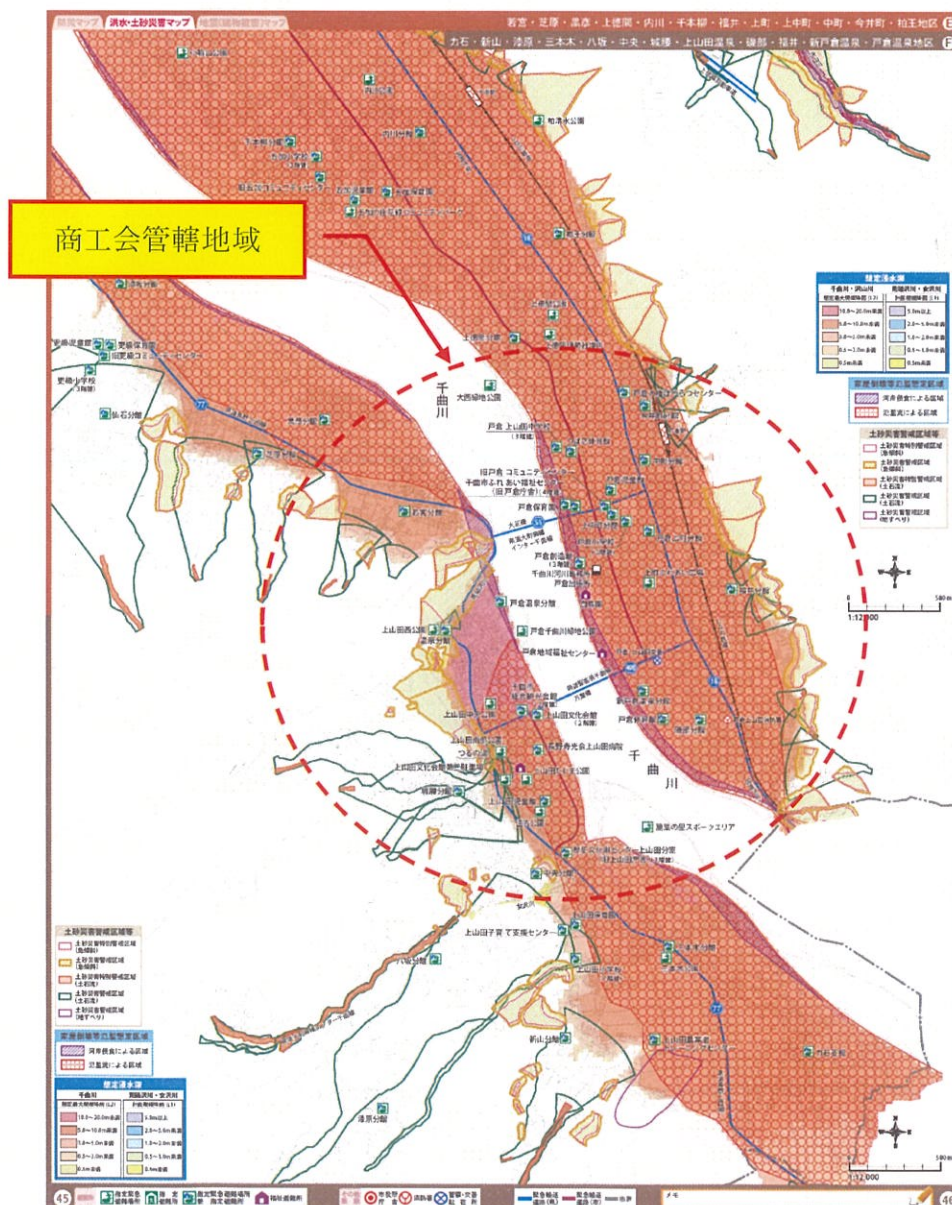


図-1 千曲市防災ガイドブック(令和3年4月更新版)洪水・土砂災害マップ

イ 土砂災害ハザードマップ

千曲市防災ガイドブックの土砂災害マップ(図-1)によると、千曲川右岸の戸倉地区では、坂城町境から戸倉駅北側の「しなの鉄道」沿線東側の斜面のほぼ全域において、【土砂災害警戒区域(土石流)(急傾斜)】と【土砂災害特別警戒区域(土石流)(急傾斜)】が連続して点在している。千曲川左岸の上山田地区(一部戸倉地区)では、県道長野上田線西側の斜面を中心に【土砂災害警戒区域(土石流)(急傾斜)】と【土砂災害特別警戒区域(土石流)(急傾斜)】が連続して点在する地域である。

ウ 地震(J-SHISデータ)

地震ハザートステーションの防災地図(J-SHIS Map 図-2)によると、千曲川兩岸域において、震度6弱以上の地震今後30年間で6~26%の確率で発生するとされている。

- ・戸倉地区 危険度B (震度6以上の揺れに見舞われる確率 約 13%)
- ・上山田地区 危険度B (震度6以上の揺れに見舞われる確率 約 7%)

(出典 J-SHIS Map (2019年 防災研))

現在までの調査では、戸倉上山田地区に大きな影響を及ぼす特定の地震は、「糸魚川-静岡構造線断層帯」、「南海トラフ巨大地震」、「相模トラフ巨大地震」及び長野盆地付近から千曲川、信濃川に沿って新潟県に延びる「長野盆地西縁断層帯」である。

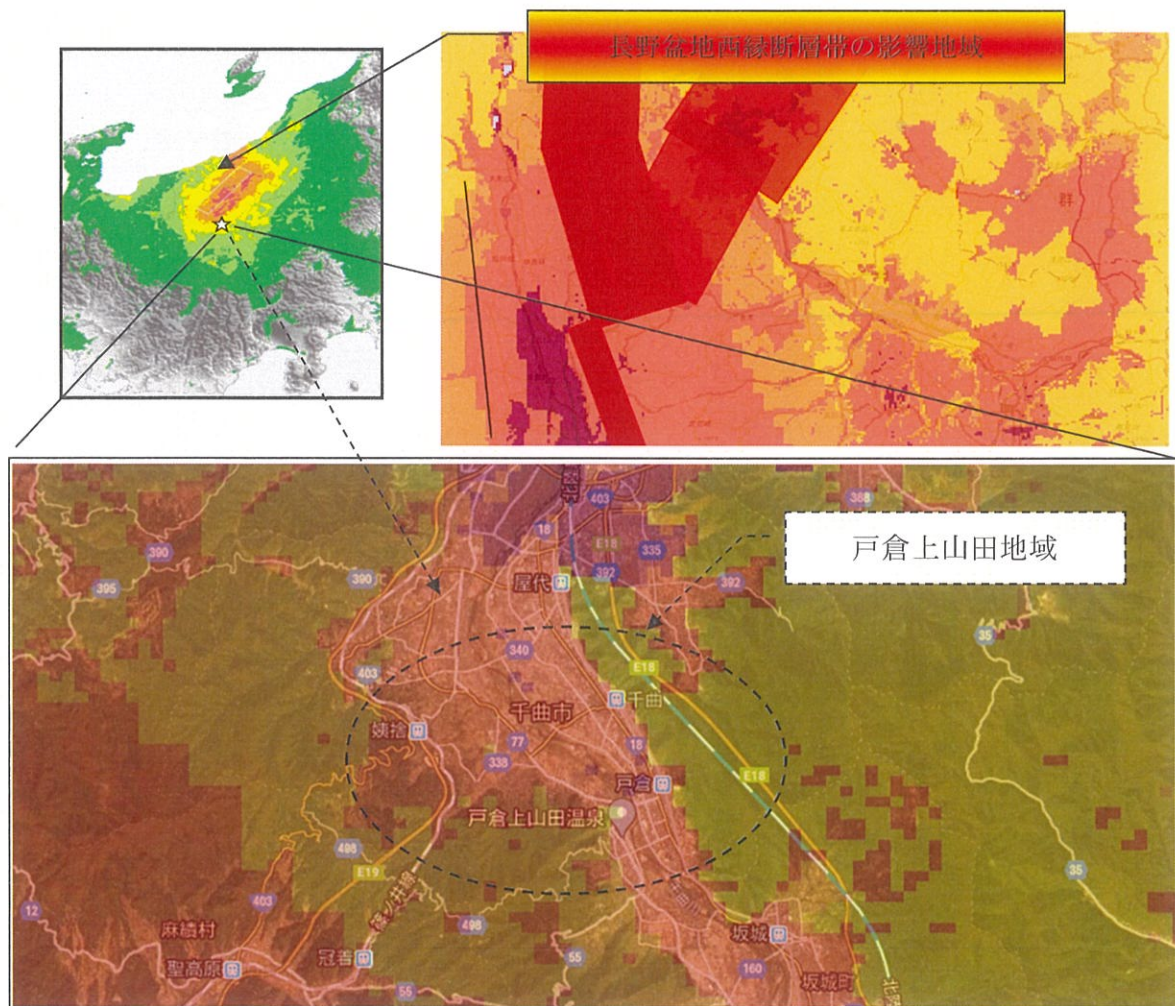


図-2 J-SHIS Map (2019年 防災研) 戸倉上山田地区 30年 震度6弱以上の揺れに見舞われる分布

エ 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症及び類似の感染症が発生した場合には、関係機関と協議し必要な措置を講じるよう努める。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,038
- ・小規模事業者数 858

表-1 商工業者の業種別内訳 (出典 長野県下商工会の概要 名簿編 令和6年7月1日現在)

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・宿泊業	サービス業	その他	合計
管轄内事業者総数	90	168	25	141	226	221	167	1,038
(内)小規模事業者数	89	147	23	139	221	221	167	858

(3) これまでの取組

ア 千曲市の取組

(ア) 計画等の策定

- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 (平成26年2月)
- ・千曲市国土強靱化地域計画の策定 (令和3年3月)
- ・長野県千曲市災害時受援計画の策定 (令和3年3月)
- ・千曲市業務継続計画 (震災対策編) の策定 (令和3年3月)
- ・千曲市水防計画の修正 (令和6年2月)
- ・千曲市地域防災計画の修正 (令和6年2月)

(イ) 防災訓練実施

a 主な取組み

- (a) 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- (b) 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

b 防災訓練の種別

(a) 総合防災訓練

- ・実施時期 防災週間 (防災の日 (9月1日) を含む1週間) を中心に実施する。
- ・実施場所 市内全域で実施する。
- ・実施方法 小学校通学区等を単位として、その内の1地区を重点ブロックに指定し、訓練会場を設置して、総合防災訓練を実施するほか、その他の地区についても、地区の状況に応じた訓練を実施する。

(b) その他の訓練

- ・水防訓練
- ・消防訓練
- ・災害救助訓練
- ・通信訓練
- ・避難訓練
- ・非常参集訓練及び本部の設置運営訓練
- ・情報収集及び伝達訓練
- ・広域防災訓練

- ・複合災害を想定した訓練
- (c) 実践的な訓練の実施
 - ・実践的な訓練
 - ・多様な主体と連携した訓練
 - ・避難行動要支援者避難個別計画による防災訓練

(ウ) 防災備品の備蓄

a 食料品等の備蓄・調達体制の整備

(a) 備蓄目標の設定

- ・備蓄目標（公的備蓄）：6,300人の1日分（糸魚川-静岡構造線断層帯を震源とする地震が発生した場合の被災1日後の避難者数）

(b) 備蓄・調達品の内容 アルファ化米、乾パン、缶詰、レトルト食品、カップめん等、調理を要しないか又は調理が容易で食器具等が附属した食品を主体とする。

(c) 備蓄倉庫の整備 避難場所の周辺に備蓄倉庫を整備する。

(d) 家庭・企業等における食料・飲料水の備蓄

- ・備蓄品の目安 一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度。
- ・備蓄品の種類 飲料水（1人1日3Lを目安とし3日分）、乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等の調理が不要なものか又は調理が容易で食器具等が附属した食品が望ましい。

b 食料品等の供給体制の整備

(a) 市は、食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備する。

(b) 応急対策が長期間にわたる場合は、民間の給食業者を通じての供給体制について検討する。

(c) 学校給食センターの活用を図る。

c 生活必需品の備蓄・調達計画

(a) 備蓄目標の設定

- ・備蓄目標（公的備蓄）：6,300人の1日分（糸魚川-静岡構造線断層帯を震源とする地震が発生した場合の被災1日後の避難者数）

(b) 主な生活必需品 次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る。

- ・寝具（タオルケット・毛布等）
- ・衣類（下着・靴下・作業着等）
- ・炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
- ・身の回り品（タオル、生理用品・紙オムツ等）
- ・食器等（はし・茶わん・ほ乳びん等）
- ・日用品（石鹸・ティッシュペーパー・携帯トイレ・トイレットペーパー等）
- ・光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

(c) 家庭における備蓄品は、市が備蓄・調達する生活必需品に加え、3日間分、可能な限り1週間分程度の食料と飲料水・携帯トイレ・トイレットペーパー等災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え1日分の簡易にとれる食料と飲料水・常備薬・救急箱・懐中電灯・携帯ラジオ・乾電池等をまとめた非常持ち出し袋等の準備を行う。

(d) 応援協力体制の整備 市は、長野県市町村災害時相互応援協定、射水市との災害時の相互応援協定等による災害時の生活必需品調達体制を整備する。

(エ) 感染症に関する取組み

平成26年2月に新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、市の基本的な方針及び実施する措置等を定め対策を実施。

新型コロナウイルス感染症に対しても国・県と連携し、市民の感染拡大防止に努めるとともに、情報提供・ワクチン接種・助成金・給付金・経済対策等を実施し、市民・事業者への支援を行った。

(オ) 事業者の事業継続力強化策定計画推進に関する取組み

令和3年5月26日に千曲市・千曲商工会議所・戸倉上山田商工会・三井住友海上火災保険株式会社と締結した「SDGs推進に関する包括連携協定」に基づき、市内事業所の事業継続計画（BCP）策定支援を実施。

また、令和5年5月から「千曲市商工業振興条例」の助成制度において、「事業継続力強化計画策定推進事業」を新設し、市内事業所の事業継続計画（BCP）策定の後押しと令和元年東日本台風災害による被災の経験から水災補償を含む保険料の一部補助を実施。

イ 当会の取組

- ① 小規模事業者に対する災害リスクやBCP画の策定支援、会報等を活用して普及啓発している。
- ② 東京海上日動火災保険株式会社と連携し、事業活動における様々なリスクに対応する「ビジネス総合保険」を中心に加入推進を展開している。
- ③ 事業継続力強化計画支援策定のための専門家とともに個社支援を展開している。
- ④ 防災備品（ポータブル電源、懐中電灯、非常食等）を備蓄している。
- ⑤ 当会の危機管理マニュアルの策定をした。

2 課題

現在、千曲市と商工会の緊急時の取組については、十分な連携体制が整っているとは言えず、漠然とした連絡を取っているだけである。さらには、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が不足している。

小規模事業者が多く、必要性の認知度が低く事業者BCP策定が進まない。

感染症対策において、地区内の小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてのマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要であり、課題である。

3 目標

- (1) 区域内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- (2) 災害発生時の連連絡を円滑に行うため、当会と千曲市との間における被害状況報告ルートを構築する。
- (3) 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- (4) 事業者BCP策定関係
 - ア 事業者BCP策定実態調査を実施する。
 - イ 地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
 - ウ 事業者BCP策定を毎年3事業所、5年で15事業所の策定支援を行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

4 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日)

5 事業継続力強化支援事業の内容

戸倉上山田商工会と千曲市は、本計画により役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

- ・戸倉上山田商工会と千曲市は、令和元年東日本台風災害時の教訓を生かし、日ごろから情報共有、連携を図り、防災への準備を行うとともに市内事業者に対し周知・支援を実施する。
- ・災害等発生時には、混乱なく応急対策等に取り組めるよう連携体制を構築する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者BCP策定実態調査を行う。

ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- (ア) 経営巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害時等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- (イ) 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、本計画を公表する。ほか、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- (ウ) 小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものも含む。)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- (エ) 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- (オ) 中小企業庁の提供するBCP作成ツールも活用する。
- (カ) 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者は常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- (キ) 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ 商工会自身の事業継続計画の作成

- (ア) 当会は、平成27年1月に事業継続計画(Ver.1)を作成済み
令和6年12月見直し 戸倉上山田商工会 危機管理マニュアル(Ver.4) 別添
- (イ) 千曲市と戸倉上山田商工会で事前に被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法についてあらかじめ確認し、被害調査用のヒアリングシートを作成する。
- (ウ) 災害規模の目安を策定する。
- (エ) 情報共有の頻度を策定する。
- (オ) 二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。

ウ 事業者BCP策定等に向けた関係団体との連携

- (ア) 連携協定を結ぶ東京海上日動損害保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等をする。
- (イ) 千曲市・千曲商工会議所・戸倉上山田商工会・三井住友海上火災保険株式会社と締結した「SDGs推進に関する包括連携協定」に基づき、市内事業所の事業継続計画(BCP)策定支援を実施する。

- (ウ) 「長野県BCP策定支援プロジェクト」を活用し、BCPの策定を希望する事業者に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。
- (エ) 関係機関に普及啓発ポスターの掲示、セミナーの共催等
- (オ) 長野県商工会連合会の支援を要請し、事業者BCP個別策定を支援する。
- (カ) 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策して各種保険の紹介等も実施する。

エ フォローアップ

- (ア) 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- (イ) 千曲市事業継続力強化支援協議会(構成員:千曲市、戸倉上山田商工会)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

オ 当該計画に係る訓練の実施

- (ア) 自然災害(マグニチュード5強の地震)が発生したと仮定し、千曲市との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

(2) 発災後の対策

自然災害の発災時は、人命救助を第一とし、そのうえで、地区内の事業所の被害状況を調査し、関係機関へ連絡する。

ア 応急対策の実施可否の確認

- (ア) 発災時2時間以内に職員の安否報告を行う。
(「商工会状況報告」を利用し、安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を戸倉上山田商工会と千曲市で共有する。)
- (イ) 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- (ウ) 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、千曲市感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

イ 応急対策の方針決定

- (ア) 戸倉上山田商工会と千曲市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- (イ) 職員が被災し応急対策ができない場合に備え、役割分担を決める。
- (ウ) 大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

被害規模の目安

<p>A(事務局機能が不能となると想定される) 被災事業者が50%以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5以上の地震が発生、または発生する恐れがある時 ・大規模洪水、噴火、火災が発生した時 ・台風原因とする災害が発生、または発生する恐れがある時 ・大雨による災害が発生、または発生する恐れがある時 ・その他、甚大な被害が発生、または発生する恐れがある時 ・新型コロナウイルス等が発生、または発生する恐れがある時 長野県感染警戒レベル5・6
<p>B(事務局機能の大幅低下が想定される) 被災事業者が30%程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱の地震が発生した時 ・洪水、噴火、火災が発生、または発生する恐れがある時 ・その他、市内に被害が発生、または発生する恐れがある時 ・気象庁から各種警報が発令された時 ・新型コロナウイルス等が発生、または発生する恐れがある時 長野県感染警戒レベル2・3・4
<p>C(事務局機能の軽微な低下が想定される) 被災事業者が10%程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・震度4の地震が発生した時 ・気象庁から注意報が発令された時 ・商工会の近隣において停電、火災が発生した時

- ・新型コロナウイルス等が発生、または発生する恐れがある時
長野県感染警戒レベル1

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。

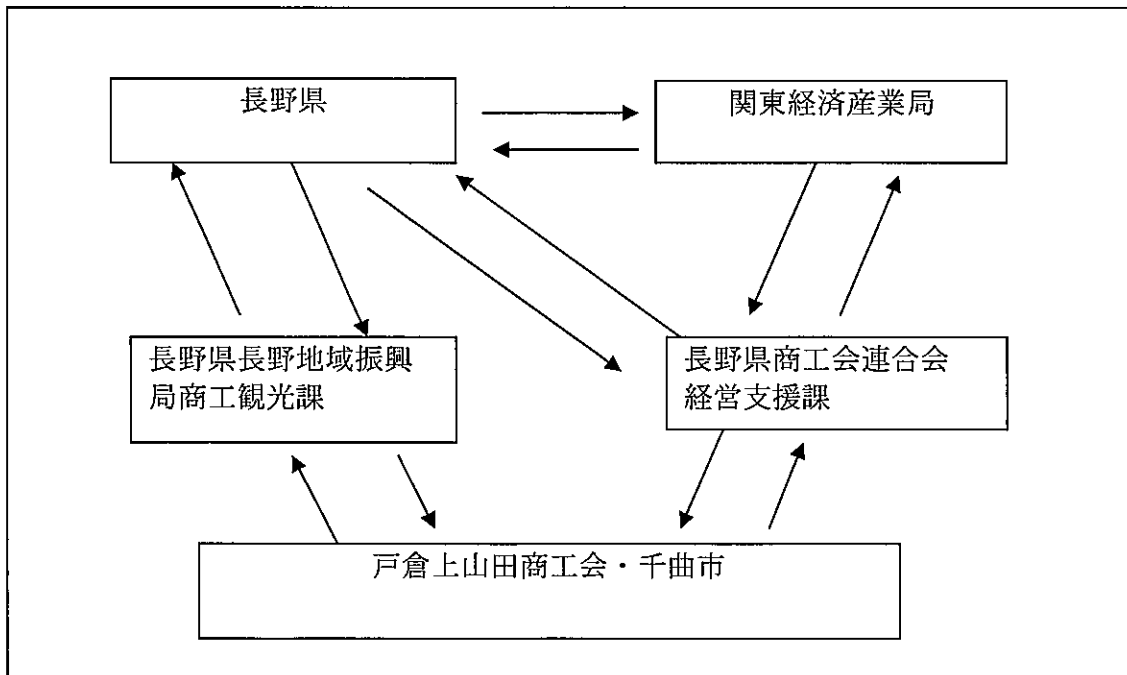
(エ) 本計画により、戸倉上山田商工会と千曲市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	情報共有する間隔
被災後～ 1週間以内	原則、1日に1回定例会議で共有する。 特別な事情があれば迅速に共有する
1か月以内	1週間に1回共有する。特別な状況があれば、その都度共有する。
1か月超	1か月に1回共有する。特別な状況があれば、適宜共有する。

(オ) 千曲市で取りまとめた「千曲市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発生時における指示命令系統・連絡体制

- ア 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- イ 二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ウ 戸倉上山田商工会と千曲市は、被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- エ 戸倉上山田商工会と千曲市が共有した情報を、千曲市から長野県長野地域振興局商工観光課へ報告する。
※急を要する場合は、県担当課または関東経済産業局が直接情報収集を行うことがある。
- オ 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、戸倉上山田商工会と千曲市が共有した情報を千曲市より長野県長野地域振興局商工観光課に報告する。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ア 相談窓口を設置する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- イ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ウ 地区内の事業所の被害状況の詳細確認を行う。
- エ 応急時に有効な被災事業者施策(国や県、市等の施策)について、どこに掲示されているのか常時から確認しておき、早急に地区内の小規模事業者へ周知する。
- オ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした

支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ア 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を事前に千曲市と調整し作成した「ヒアリングシート」に基づき、漏れなく一回で確認する。
- イ 県の方針に従って、復旧・復興支援方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ウ 内閣府のホームページを毎日チェックする。
- エ 金融・労働・補助金を中心に被災事業者に対する具体的な実支援を行う。
- オ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、長野県商工会連合会と相談し、経営支援センターエリアである坂城町商工会に応援要請を行う。

(別表2)

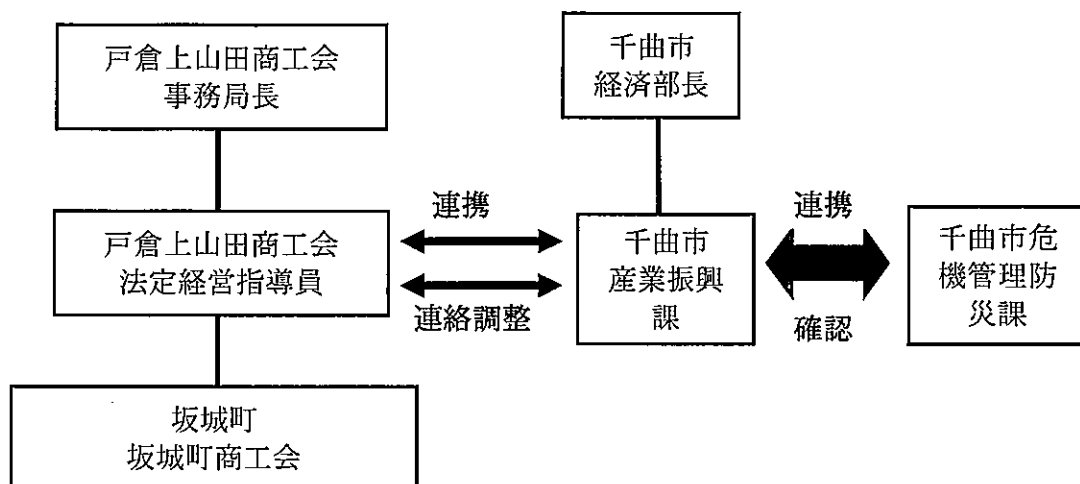
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年11月現在)

1 実施体制

実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等）



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

和田英樹

(連絡先は後述3(1)参照)

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

3 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

(1) 商工会

戸倉上山田商工会

〒389-0804 長野県千曲市大字戸倉1750

TEL 026-276-5651 / FAX 026-276-5652

E-mail : info@togami-sci.jp

坂城町商工会

〒389-0601 長野県埴科郡坂城町大字坂城10051

TEL 0268-82-3351 / FAX 0268-82-8228

E-mail : sci@sakakinavi.jp

(2) 関係市町村

千曲市役所 経済部産業振興課

〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下2丁目1番地

TEL 026-273-1111 / FAX 026-273-1921

※その他

上記内容について変更が生じた場合(生じる恐れがある場合を含む。)は、あらかじめ県に相談する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金額

(単位 円)

項目	年度				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
・ 専門家派遣費	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000
・ セミナー開催費	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000
・ パンフ、チラシ作成費	5, 000	5, 000	5, 000	5, 000	5, 000
・ 事務費(郵送代)	75, 000	75, 000	75, 000	75, 000	75, 000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
<input type="checkbox"/> 会費の収入 <input type="checkbox"/> 長野県補助金 <input type="checkbox"/> 千曲市補助金 <input type="checkbox"/> 事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<p>1 東京海上日動火災保険株式会社 長野支店 住所 〒380-8508 長野県長野市南県町1081 代表者名 長野支店長代理 廣野祐介</p> <p>2 三井住友海上火災保険株式会社 長野支店 長野支社 住所 〒380-0936 長野県長野市中御所岡田町173-8 代表者名 長野支社長代理 須永耕平</p> <p>3 長野県火災共済協同組合 住所 〒380-0936 長野市大字中御所岡田131-10 代表者名 理事長 間瀬 一郎</p>
連携して実施する事業の内容
<p>●連携する3社</p> <ul style="list-style-type: none">・小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。・自然災害等のリスク及びその影響を軽減させるための取組みや対策の周知・説明を行う。 <p>●東京海上日動火災保険株式会社</p> <ul style="list-style-type: none">・小規模事業者に対し、BCP策定による実効性のある取組み支援等を行う。・BCP策定のための策定支援を実施する。 <p>●三井住友海上火災保険株式会社</p> <ul style="list-style-type: none">・小規模事業者に対し、BCP策定による実効性のある取組み支援等を行う。・BCP策定のための策定支援を実施する。
連携して事業を実施する者の役割
<p>●東京海上日動火災保険株式会社</p> <ul style="list-style-type: none">・損害保険の見直し・事業継続のための運転資金の試算・BCPセミナーの開催 <p>●三井住友海上火災保険株式会社</p> <ul style="list-style-type: none">・事業者のBCP策定支援・損害保険の見直し・事業継続のための運転資金の試算 <p>●長野県火災共済協同組合</p> <ul style="list-style-type: none">・被災時の復旧に必要な費用算定

連携体制図等

